

令和7年2月3日スタート!

松山市

ファミリーシップ制度

お互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく
生きることができる社会の実現を目指し、ファミリーシップ制度を創設します。

ファミリーシップ制度とは

同性間・異性間を問わず、法律婚の関係にない二人が、家族として共に生きる関係であることを市に届け出た場合、市が受理証明書とカードを交付します。

証明書には、子どもや親等の近親者の氏名も載せることができます。

この制度は法律上の婚姻や養子縁組ではないので、法的な効力をもつものではありません。



市民・事業者等の皆様へ

お店や病院などで、ファミリーシップ届出受理カードが提示される場合があります。ファミリーシップ制度は、法律婚とは異なりますが、共に生活する家族として届け出たことを、市が証明するものです。

市民・事業所等の皆様には、趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

また、この制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。



ファミリーシップ届出受理カード

松山市 市民部 人権・共生社会推進課

ファミリーシップ制度の詳細はこちらをご覧ください。



届出の要件

同性間・異性間を問わず、届出する二人が次の要件を全て満たす必要があります。

- 成年(18歳)に達していること。
- 双方または一方が松山市民、または松山市へ転入予定であること。
- 婚姻をしていないこと。
- 相手以外の方と、パートナーシップやファミリーシップ、事実上の婚姻関係を形成していないこと。
- 双方が近親者でないこと。

必要書類

ファミリーシップ届出書に必要な書類を添付して届け出てください。

必要書類の詳細は、「利用の手引き」をご覧ください。



利用の手引き

届出の方法

窓口へ届け出る場合

2/3(月)~
受付開始です



①届出日時を予約する

届出希望日の原則1週間前までに、電話またはメールで連絡し、届出日時を予約する。
(予約は1/23(木)~受付開始)

TEL 089-948-6604

受付時間 /
平日8:30~17:00

E-mail QRはこちら▶
familyship
@city.matsuyama.ehime.jp



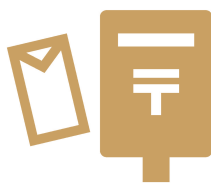
【予約の際にご連絡いただきたいこと】

・氏名 ・電話番号、メールアドレス
・届出希望日時

②予約日に来庁し届出をする

必要書類を持参してください。書類に不備等がなければ、当日中に、届出受理証明書とカードを交付します。

郵送の場合



2/3(月)~
受付開始です

①必要書類を郵送する

必要書類を郵送してください。

送付先

〒790-8571
松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所人権・共生社会推進課

②届出書類の確認、証明書等の交付

担当者が申請書類を確認し、書類に不備等がなければ、届出受理証明書とカードを郵送します。
(窓口受取も可能)

電子申請の場合



2/3(月)
8:30~
入力可能です

①二人それぞれが電子申請をする

必要事項を入力し、必要書類を添付してください。

申請サイト▶



【申請の際に準備するもの】

- ・マイナンバーカードと暗証番号(利用者用・署名用の2つ)
- ・マイナンバーカード読取対応のスマホ等
- ・カメラまたはスキャナー等

②届出書類の確認、証明書等の交付

担当者が申請書類を確認し、書類に不備等がなければ、届出受理証明書とカードを郵送します。
(窓口受取も可能)

お問合せ

松山市 市民部 人権・共生社会推進課
ファミリーシップ制度担当

〒790-8571
松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所本館7階
電話：089-948-6604 FAX：089-934-1742
メール：familyship@city.matsuyama.ehime.jp